第四項第四号ただし書	一万五千円	七千五百円
第五項第一号	二万八千八百円	一万四千四百円
第五項第一号ただし書	二万二千二百円	一万千百円
第五項第二号	四万五十円	二万二十五円
	十三万三千五百円	六万六千七百五十円
第五項第二号ただし書	二万二千二百円	一万千百円
第五項第三号	一万二千三百円	六千百五十円
第五項第四号	七千五百円	三千七百五十円
第六項第一号	一万四千円	七千円
第六項第二号	五万七千六百円	二万八千八百円
第六項第三号	八千円	四千円

第二十九条の四第一項中「並びに附則第二条第七項」を削り、「保険者は」を「市町村及び組合は」に改め、同項第一号、第二号、第三号ハ及びニ、第四号ハ及びニ並びに第五号ハ中「保険者」を「市町村又は組合」に改め、同条第三項中「保険者の」を「市町村又は組合の」に、「保険者は」を「市町村及び組合は」に改める。

第二十九条の四の二第一項第一号から第四号までの規定中「保険者の」を「市町村又は組合の」に改め、同条第三項中「保険者」を「市町村又は組合」に改め、同条第四項中「当該保険者」を「当該市町村又は組合」に、「他の保険者」を「他の市町村又は組合」に、「保険者」を「市町村又は組合」に改め、同条第五項から第七項までの規定中「保険者の」を「市町村又は組合の」に改め、同条に次の一項を加える。

8　一の月において、一の市町村の区域内に住所を有する被保険者（都道府県等が行う国民健康保険の被保険者に限る。）が、月の初日以外の日において当該市町村が属する都道府県内の他の市町村の区域内に住所を有するに至り、継続して同一の世帯に属すると認められるときは、当該被保険者が当該都道府県等が行う国民健康保険の被保険者として当該月に受けた療養に係る高額介護合算療養費の支給に対する第一項第一号の規定の適用については、同号中「二万千円」とあるのは「一万五百円」と、「一万五百円」とあるのは「五千二百五十円」とする。

第二十九条の四の三第六項中「市町村の行う国民健康保険」を「第二十九条の二第九項に規定する都道府県等が行う国民健康保険」に改める。

附則第二条を削り、附則第二条の二中「附則第二条の二」を「附則第二条」に改め、同条を附則第二条とする。

（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正）

第二条　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項の表第四条第二項第一号イの項中「第四条第二項第一号イ」を「第二条第四項及び第四条第二項第一号イ」に改める。

附則第十九条を附則第二十条とし、附則第十八条の次に次の一条を加える。

（調整交付金の特例）

第十九条　法第七十二条第一項に規定する調整交付金は、当分の間、普通調整交付金及び特別調整交付金のほか、特例調整交付金とする。この場合において、第四条第四項中「普通調整交付金」とあるのは「普通調整交付金及び附則第十九条第二項に規定する特例調整交付金（第六項において単に「特例調整交付金」という。）」と、同条第六項中「普通調整交付金の総額」とあるのは「法第七十二条第二項に規定する調整交付金の総額の九分の七に相当する額から特例調整交付金の総額を控除した額」とする。

2　前項の特例調整交付金は、保険料の水準の著しい上昇の抑制その他国民健康保険事業の健全な運営の確保を図るため、都道府県に対し、交付する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第三条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の項中「第三条第一項及び第二項（これらの規定を第五条第十一項及び附則第三条第二項において準用する場合を含む。）」を「第五条第十項及び第十一項」に改める。

（地方税法施行令の一部改正）

第四条　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の八十九の九第一項中「読み替えて」を削り、「が行う国民健康保険の被保険者である」を「の区域内に住所を有するものとみなされる」に、「ときにあつては」を「ときは」に改め、同項ただし書中「においては」を「には」に改める。

（住民基本台帳法施行令の一部改正）

第五条　住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中「各号に掲げる事項」を「各号に定める事項」に改め、同条第一号中「（以下」の下に「この章及び第四章の三において」を加え、「並びに法第三十条の四十六」を「第三号に掲げる届出を除く。）、法第三十条の四十六の規定による届出」に、「第三号」を「第四号」に改め、同条第二号中「以下」の下に「この章及び第三十条の二十九において」を加え、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　転入届（一の都道府県の区域内において住所を変更することに係るものに限る。）　次に掲げる事項

イ　国民健康保険の被保険者の資格を取得した年月日

ロ　その者が属することとなつた世帯に既に国民健康保険の被保険者の資格を取得している者がある場合には、その世帯の世帯主に国民健康保険の被保険者証又は国民健康保険の被保険者資格証明書のいずれかが交付されているときは、その記号及び番号、その世帯主に国民健康保険の被保険者証及び国民健康保険の被保険者資格証明書のいずれもが交付されているときは、その旨並びに国民健康保険の被保険者証の記号及び番号

（介護保険法施行令の一部改正）

第六条　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の三第六項第二号ホ(1)中「市町村の」を「都道府県が当該都道府県内の市町村とともに」に改め、同号ホ(2)中「組合の行う」を「組合が行う」に改める。

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部改正）

第七条　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部を次のように改正する。

第二十二条の三第六項第二号ホ(1)中「市町村の」を「都道府県が当該都道府県内の市町村とともに」に改め、同号ホ(2)中「組合の行う」を「組合が行う」に改める。

（総務省組織令の一部改正）

第八条　総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第五十七条第五号中「市町村が」を「都道府県が当該都道府県内の市町村とともに」に改め、「及び」の下に「市町村が行う」を加える。